議案第92号

葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年9月10日

提出者 葛飾区長 青 木 克 德

(提案理由)

小菅西公園フットサル場にスケートボード場を新設し、名称を小菅西公園運動場に改め る必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例

葛飾区体育施設条例(昭和59年葛飾区条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1葛飾区小菅西公園フットサル場の項中「葛飾区小菅西公園フットサル場」を「葛飾区小菅西公園運動場」に、「小菅フットサル場」を「小菅フットサル場 スケートボード場」に改める。

別表第2葛飾区小菅西公園フットサル場駐車場の項中「葛飾区小菅西公園フットサル場 駐車場」を「葛飾区小菅西公園運動場駐車場」に改める。

別表第3の4の部に次のように加える。

| スケート | 2,500円 | 10,000円 | 12,500円 | 13,750円 | 一般(高 | 125円 |
|------|--------|---------|---------|---------|------|------|
| ボード場 | | | | | 校生以 | |
| | | | | | 上) | |
| | | | | | 小・中学 | 25円 |
| | | | | | 生 | |

別表第4葛飾区小菅西公園フットサル場駐車場の項中「葛飾区小菅西公園フットサル場 駐車場」を「葛飾区小菅西公園運動場駐車場」に改める。

付 則

この条例は、葛飾区教育委員会規則で定める日から施行する。